

防災訓練実施結果報告書

平成 26 年 5 月 15 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東 丁目 2 番 4 号

氏名 原

代表

晋介

(担当者

所属 東海事業所 業務管理部 総務グループ

電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 東海事業所 茨城県那珂郡東海村村松 3135-41
防災訓練実施年月日	平成 26 年 3 月 11 日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	震度 6 弱の大地震発生に伴う核燃料物資の飛散、排気筒からの放出により、原子力災害対策特別措置法第 15 条に至る原子力災害を想定
防災訓練の項目	総合訓練
防災訓練の内容	(1) 通報訓練 (2) 緊急時除染・搬送訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり。
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙のとおり。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練の結果の概要

1. 訓練の目的

本訓練は、「原子燃料工業株式会社東海事業所 原子力事業者防災業務計画 第2章第7節」に基づき実施するものである。

今回の訓練は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、原子力緊急事態を想定した防災訓練を実施し、原子力災害の影響緩和などのための防災の基本的活動の定着、防災組織各系の役割・任務の再確認、事象変化への対応能力強化等を目的とするものである。

なお、本年度は、昨年12月に施行された原子力災害対策特別措置法関係法令の改正を踏まえた警戒事象の連絡等も実施する。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

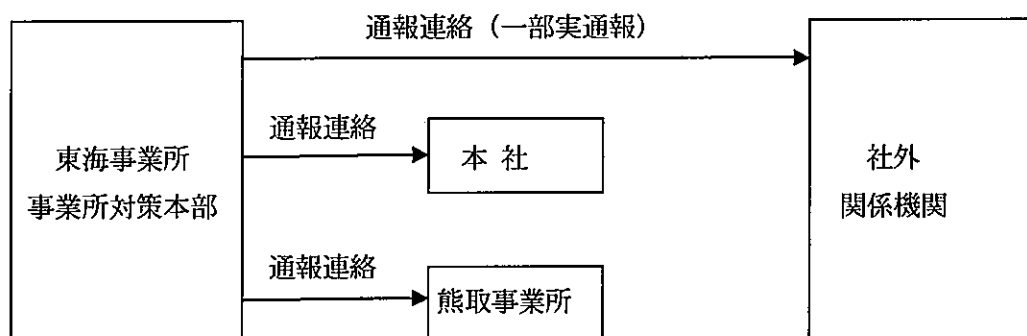
平成26年3月11日（火） 13時15分～16時00分

(2) 対象施設

原子燃料工業株式会社東海事業所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

訓練参加者以外の社員から経験知識の豊富な3名の評価者を選任し、第三者の観点で手順を検証、評価し、改善点の抽出を行った。また、訓練終了後には、訓練参加者による反省会を実施して訓練内容を評価し、改善点の抽出を行った。

(3) 参加人数

217名（社員199名（当日の在籍者ほぼ全員）、協力会社18名）

4. 原子力災害想定概要

茨城県沖震源、マグニチュード7.0の地震発生。原燃工、東海村とも震度6弱。原燃工の地震計では、615Gal、50カインを記録。

地震発生により従業員が避難、間もなく加工工場（第1種管理区域）で火災が発生し公設消防署と合同で消火体制を構築し、消火、鎮火確認を行う。また地震後の施設点検中に従業員の負傷（身体汚染あり）が発生し、応急措置後、養生した救急車で搬送。

その後、余震によると思われる影響で、加工工場の粉末作業ボックスの入り口扉が開き粉末街が落下、粉末が飛散し、落下箇所近くの部屋排気口から粉末が吸引され、関係のフィルタボックス損傷も相まって排気筒から放出。これにより、ダストモニタ（排気Ⅱ）の警報が吹鳴、監視していた放射線監視モニタの値も10条通報基準を超え、15条報告の基準に至って原子力緊急事態となる。なお、モニタリングポスト等の線量については大きな変化は見られない。

このため、放射線モニタリング等の各種応急措置を実施するとともに、給排気設備の停止、及び飛散した粉末の回収作業を実施する。

5. 防災訓練の項目

総合訓練（シナリオ一部非提示型）

6. 防災訓練の内容

特定事象を想定し、非常事態勢を発令して緊急対策本部組織員を招集、以下の訓練を行う。

- （1） 通報訓練
- （2） 緊急時除染・搬送訓練
- （3） モニタリング訓練
- （4） 避難誘導訓練
- （5） その他（模擬記者会見実施によるメディア対応訓練）

なお、今回の訓練では、以下の事項を重点的に取り組んだ。

- ・警戒事象、特定事象発生時及び原子力緊急事態発生時の的確な通報連絡
- ・事業所対策本部と現場間の円滑な情報交換、情報共有
- ・モニタリング等の応急復旧措置の円滑な実施

7. 訓練結果の概要

（1） 通報訓練

- ・震度6弱の地震が発生したため、原災法における警戒事象の連絡を実施。
- ・原災法10条特定事象発生、15条の原子力緊急事態発生に伴う関係箇所への通報の実施。
- ・上述の警戒事象連絡、10条、15条通報は一部実連絡（オフサイトセンター及び県、村）で実施。
- ・また、応急措置の概要について関係箇所への25条報告を実施。
- ・なお、通報で使用するFAXが使えないことを想定し、衛星電話での音声通話機能確認を実施。

(2) 緊急時除染・搬送訓練

- ・管理区域内で発生した汚染負傷者に対するサーベイ、養生、及び負傷者を搬送する救急車の内部養生を実施し、搬送先（所内に模擬）まで搬送。

(3) モニタリング訓練

- ・ダストモニタの値、気象観測データ、モニタリングポストの値などによりモニタリング評価を実施。

(4) 避難誘導訓練

- ・地震発生に伴う協力会社作業員を含む所員の避難誘導訓練を実施。
- ・ダストモニタの警報発報に伴い、所内放送設備を用いた屋内退避指示。

(5) その他

- ・模擬記者会見を行い、メディア対応の訓練を実施。

8. 訓練の評価

6 項に記載した (1) ～ (5) の項目については概ね計画に沿って実施できたが、特に重点的に取り組んだ事項についての評価結果は以下の通り。

- ・警戒事象、特定事象発生時及び原子力緊急事態発生時の的確な通報連絡

警戒事象、原災法 10 条特定事象発生、15 条の原子力緊急事態発生時に通報連絡が直ちに的確に行われていることが確認できた。

- ・事業所対策本部と現場間の円滑な情報交換、情報共有

事業所対策本部と現場指揮本部間の通信性向上を目的に昨年導入したデジタル無線機の活用により、円滑な情報交換、情報共有ができた。

- ・モニタリング等の応急復旧措置の円滑な実施

避難誘導、モニタリング、汚染拡大防止や飛散粉末の回収（全面マスクを装着し粉末回収道具を準備して、模擬回収）などの応急復旧措置について、事象進展に応じて円滑に実施できた。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

訓練において、以下のような改善点があげられたが、これらを踏まえ、訓練シナリオの非提示部分を多くしながら、今後も実効性のある訓練を計画的に実施していく。

- ・対策本部と現場指揮本部間の情報共有は改善されたが、対策本部内の更なる情報共有（図面や記者会見資料等の共有、共有化促進のための対策本部レイアウト検討等）や初期消火活動を含む対策組織の立ち上げ直後の情報共有（共有化促進のための無線機の有効活用等）などについて検討する。
- ・原災法の F A X 様式を始め、多くの通報様式が存在するため、通報の表紙などについて改善できないか検討する。
- ・火災など緊急時の避難のための扉開閉扱いなどのルール明確化や、防災組織に必要な装置、備品（無線機、伝声器付き全面マスク等）の整備、拡充などについて検討する。

以 上